

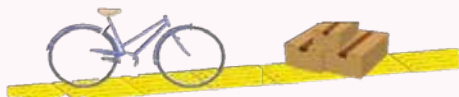
障害のある人もない人もみんなが
安心して暮らせる富山県にするために

～ 障害のある人の人権を尊重し
県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例 ～

障害のある人のことをもっとよく知ろう !!

何のためにあるのでしょうか？

- ☑ 誘導ブロック（点字ブロック）



- ☑ 障害者用
駐車スペース



- ☑ 多目的トイレ



- ☑ 電車やバスの
優先席



障害のある人が使いたいときに
使うことができなくなっていますか？

「つい」「ちょっとだけ」のつもりでも、
障害のある人の生命に関わることもあります

日ごろの生活の中で、他にどんなことに気を付けるといいか
考えてみましょう

街の中の配慮

- ☑ 高さを低くした
自動販売機



- ☑ 書類や看板などの
漢字にふりがな

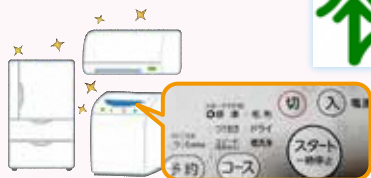


- ☑ 駅などのトイレの附
での音声案内

「ここにトイレがあります。
向かって右が女性用トイレ、
左が男性用トイレ、中央に
多目的トイレがあります」



- ☑ 家電製品などの
ボタンの場所に点字



- ☑ 銀行などの窓口
に表示してある耳マーク

「筆談対応
します」

「手話対応
します」



- ☑ デパートやスーパーの
入口に車いすの貸出し
と車いす用のカート・
かご



「思いやりの心」を大切にしましょう！！



障害のある人の人権を尊重し 県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例

この条例は、
障害や障害のある人のことを**理解**することで、
障害のある人に対する**差別**をなくし、
障害のある人の**人権**を守るために作られました。

～ 県条例はこんなふうになりました ～

2006 年
(平成 18 年)

障害者権利条約

が国連総会で採択される

障害がある人と障害がない人とを、
平等に扱うことを決めた世界の国々の約束

国内の法整備

平成 23 年 障害者虐待防止法制定

平成 23 年 障害者基本法改正

平成 24 年 障害者総合支援法

※障害者自立支援法を改正したもの

平成 25 年 障害者差別解消法制定

※障害者基本法第 4 条障害者差別の禁止を
具現化

平成 25 年 障害者雇用促進法改正

2016 年
(平成 28 年)
4 月 1 日施行

障害を理由とする差別の解消の
推進に関する法律（障害者差別解消法）

法制定を受けて策定

富山県条例

(平成 26 年 12 月 17 日 公布)

この条例で定められていること

障害を理由とする**差別**をしないこと



この条例を守るのは

障害のある人・ない人、役所や会社、お店など
富山県内にいる**すべての人**

「障害のある人」とは

身体、知的、精神その他の体や心のはたらきに
障害がある人で、その障害や社会的障壁によって、
毎日の生活や活動に相当な制限をうけている
すべての人のことをいいます

※ 障害者手帳を持っている人のことだけではありません

「社会的障壁」とは

障害のある人が毎日の生活をしたり、
外で活動したりするときなどに
妨げ（バリア）となるものをいいます

たと
えば

- ① 通行や利用がしにくい施設や設備
- ② 障害のある人を制限するような仕組みやきまり
- ③ 障害のある人のことを考えていない慣習や文化
- ④ 障害や障害のある人への誤解や偏見

バリアを取り除くことで
「障害」をなくすることができます



不利益な取扱い

障害があることを理由に、
障害のない人と違う対応をすること

たとえ

● 障害がある

● 車いすや杖を使用
している

● 補助犬※と行動
している
※盲導犬、聴導犬、
介助犬



というようなことを
理由に…

❑ 拒否

店や建物に入ること、
病院・医院での診察、
仲間に入れることなどを断る



❑ 付き添いを求める

必要がないのに

❑ 付き添いの同伴を許可しない

必要があるのに



❑ 条件を付ける

障害のない人には付けない、日、時間、
場所などの条件

どうして?



仕事、
休んで
ください

❑ 乗車拒否

公共の乗り物（バス、タクシー、電車、
飛行機など）に乗せない



たとえば、こんなことはありませんか？

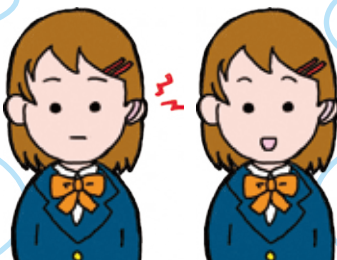
～ 避難訓練に参加（聴覚障害がある人の場合）～



～ 耳に障害（聴覚障害）のある人は… ～

手話を使ってくれと
ありがたいわ

順番を待っているとき、
順番が来たら、紙に書
いたりして教えてもら
えると助かるわ



私は手話がわからない
から、筆談でお願いし
たいわ

言葉が聞き取りにくい
とき、わかったふりを
しないで、聞き直して
くださいね

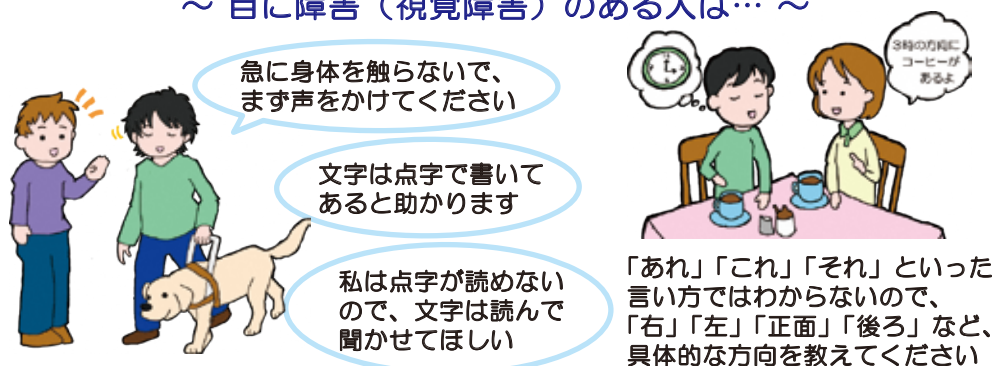
聴覚障害のある人のコミュニケーション方法には、手話、指文字、口話、筆談などがあります。相手に通じやすい方法を組み合わせましょう。

また、外見では聴覚障害があることがわかりにくいこともあります。

～ 盲導犬同伴で外出（視覚障害がある人の場合）～



～ 目に障害（視覚障害）のある人は… ～



盲導犬などの補助犬（介助犬、聴導犬）は、きちんと訓練されていて、吠えたり、人に危害を加えたりしません。

視覚障害のある人は、周りの状況がわからない場合があり、困っていても助けを求めることができないことがあります。

「何かお困りですか」などと、こちらから声をかけましょう。

合理的配慮

障害のある人から

「助けてほしい」「手伝ってほしい」と伝えられたときに、
負担が重すぎない（自分のできる）範囲で
手助けをすること

伝えれば、
どんな方法でも OK !
・本人でなくても
・見てわかるときも
(杖・車いすなど)

たとえ

- 手話 ● 筆談

コミュニケーションや情報の伝達



- 点字 ● 読み上げ

何が書いてあるか
伝える



メニュー
は…



- 誘導

進む方向や、止まる、
上る、下るなどを
伝えながら移動

前に進みます
下りの階段が3段
あります



- 人力

人の力で持ち
上げたり支え
たりして移動
を助ける



- 言い換え

難しい言葉を
わかりやすい
言葉にして伝
える

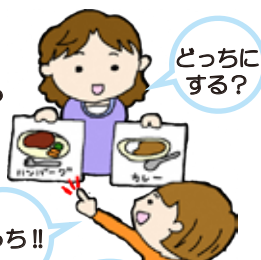
〇〇の書類です、
ここに、名前を
書いてください



- 絵・図

絵や図を使って、
わかりやすくする

どっちに
する？



こっち!!

- ふりがな

漢字にふりがなを
付けて、読みやす
くする



- 危険を知らせる

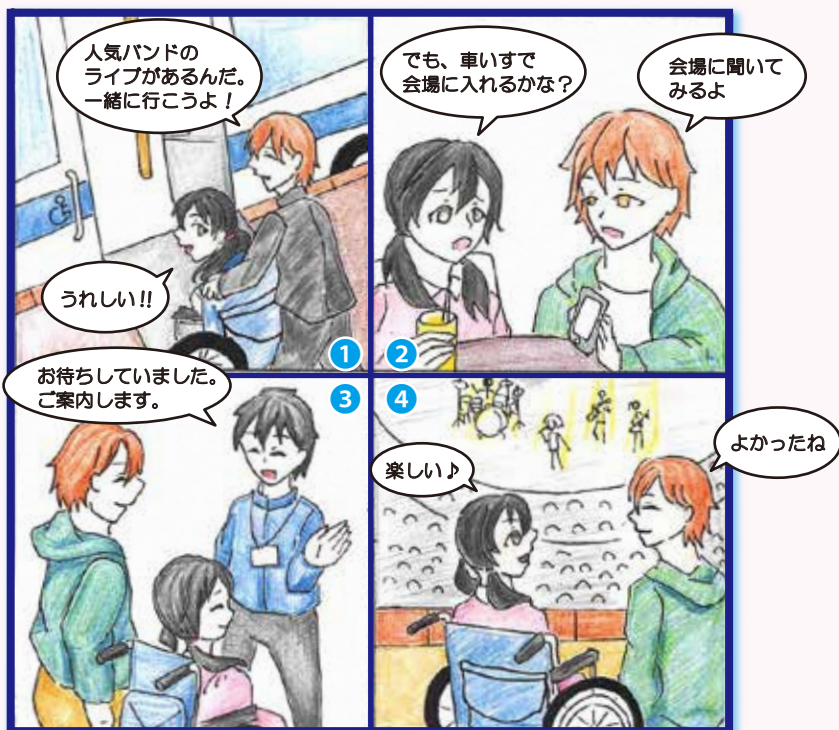
危険なことが、
わからない人や
気づかない人に
声をかけたり、
身体に触って引
き止めたりする

公民館へ
避難して
ください



こんなふうにはできたらいいと思いませんか？

～ ライブに参加（車いすを使用している人の場合）～



～ 車いすを使用している人は… ～

エレベーターや自動販売機のボタンを押すのが大変です

通路が狭かったり、物が置いてあったりすると通れません

高いところの物を取るのが大変です。物を落とすと拾うのが大変です

電車やバスでは、乗るときにスペースを空けてくれるとうれしい

ドアのノブを回して戸を開けることが大変です



車いすを使用している人と話す場合は、かがんで目線を合わせて話すようにしましょう。また、介助をする場合には、まず声をかけ、その人がどのような支援を必要としているのか確認しましょう。

～ 本屋に出かけたとき（知的障害のある人の場合）～



～ 知的障害のある人は… ～

難しい言葉で話をされてもわかりません

早口で話をされると困ります

漢字にふりがなをつけてくれると助かります



危ないときは、優しく教えてください

絵などを使ってゆっくり説明してくれるとうれしい

知的障害のある人と接するときには、穏やかな口調で声をかけましょう。一度にたくさんのことを伝えるのではなく、短い言葉で話しかけましょう。ゆっくり、はっきり、丁寧に、そして繰り返し伝えましょう。

～ 待ち合わせの時間や場所の伝え方（発達障害のある人の場合）～



～ 発達障害（自閉スペクトラム症）のある人は… ～



発達障害のある人は、じっとしていることが苦手だったり、一方的に話したりするなど行動に特徴があります。

集中できる時間が短いことがあるので、できるだけ短い言葉や文章、絵や写真などを使い、ゆっくり話しましょう。

「あそこ」「さっき」などのあいまいな表現を避け、具体的に説明しましょう。

ヘルプマークを知っていますか？

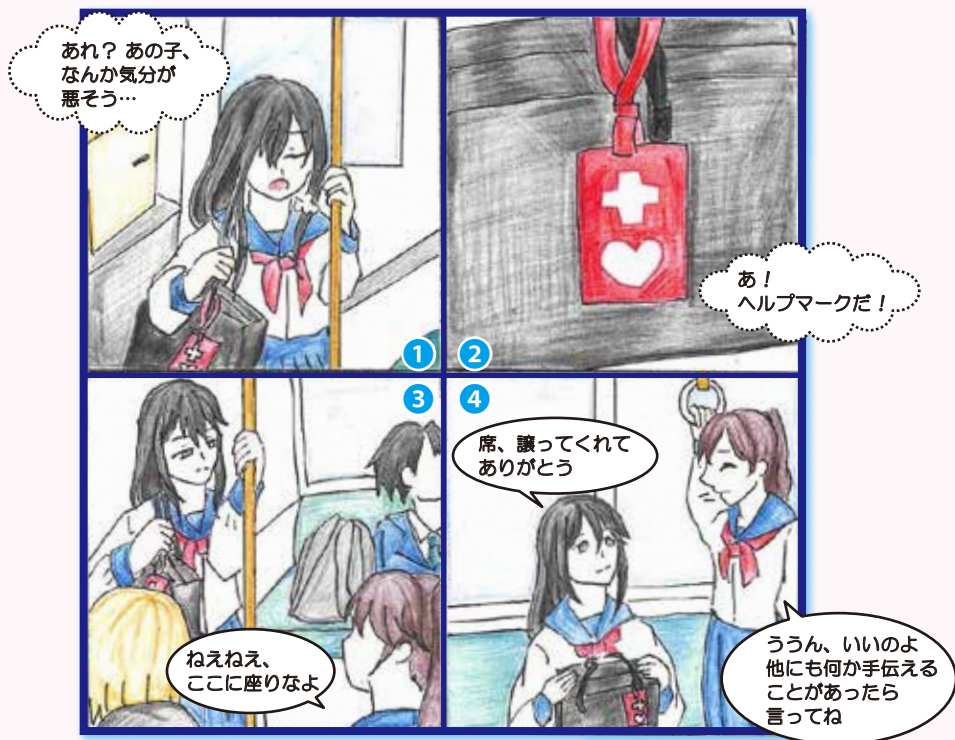


見た目だけでは、障害があることや
手助けが必要なことがわかりづらい
人等

- 義足や人工関節使用者
- 内部障害や難病患者
- 妊娠初期の妊婦 など

周りの人に障害があることや
手助けが必要なことを知らせる

ヘルプマークの例 ①



ヘルプマークの例 ②



裏面

心臓のペースメーカーを使っています。
携帯電話の使用に
気を付けてください。

具合が悪そうにして
いたら、ここに電話し
てください。

〇〇〇-△△△△-××××

特定の音や、騒がしい
所でパニックを起こすこ
とがあります。
静かな所に移動させ
てください。

連絡先は
〇〇〇-△△△△-××××

必要な手助けや、してほしいこと、
連絡先などが書いてある

《わたしたちにできること》



まずは

お手伝い
しましょうか？

の一言から！

身体障害のある人

肢体不自由

手や足を思うように使うことが難しいので、移動や、細かい作業などが苦手

- 時間がかかってもせかさない
- 移動や機械の操作などを手伝う

内部障害

病気に感染しやすい人、疲れやすい人などがあるが、見た目で見えないことが多い

- 風邪などの感染する病気をうつさないようにする
- 電車やバスでの携帯電話使用のルールを守る

盲ろう

目と耳の両方に障害があるため、移動やコミュニケーションが難しい

- 移動の手助けをする
- コミュニケーションは、手のひらに指文字を書く、その他に触手話などがある

精神障害のある人

- ストレスに弱い
- 社会から孤立しやすい
- 環境が変化することが苦手

人の多い場所や、ざわざわしている場所で、つらそうにしていたり、緊張したりするなど落ち着かない様子のときは、静かな場所に誘導する

高次脳機能障害のある人

病気や事故で脳の一部が傷ついたことで、感情のコントロール、記憶や注意、計画的な行動が難しくなる、などの症状が出る

- 一つの行動ごとに声をかける
- 予定を紙に書く
- 急な予定変更をしないようにする

難病※のある人

- 原因不明で有効な治療法が見つかっていない
- 知られていない病気が多く、周りの人にわかってもらえない

- 病気の治療でつらい思いをしていることを理解する
- 気を付けなければいけないことなどを聞く

※令和6年2月1日現在、338種類の病気が指定されている

発達障害のある人

- 人とのコミュニケーションが苦手
- 周りの変化や予定の変更があると混乱する
- 特定の音や触られることを極端に嫌がる
- 一度に多くのことを言われると混乱する
- 特定の学習（読むこと、書くこと等）が苦手

- 他の人と同じようにできないことでつらい思いをしていることを理解する
- できないことを責めたり、からかったりしない

どの障害でもそれぞれに個人差があるので、
どんな方法がいいか聞きましょう！！

「障害」や「差別」で わからないとき、困ったときは

住んでいる市町村の障害福祉担当課に
相談することができます



いろいろな情報

《障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例》

◆富山県厚生部障害福祉課ホームページ◆

URL : <https://www.pref.toyama.jp/1209/kurashi/kenkou/shougaisha/jigyousha/kj00013327/kj00013327-002-01.html>

条例本文、ガイドライン、チラシ、パンフレット、ブックレット などをダウンロードすることができます

《スマイリータウンとやま》

公式フェイスブック URL : <http://www.facebook.com/smileytown.toyama>

《障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）》

◆内閣府ホームページ◆

URL : <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

法律本文、基本方針、対応要領・対応指針、リーフレット などをダウンロードすることができます

合理的配慮等具体例データ集『合理的配慮サーチ』のページにもリンクしています



県の相談窓口

場 所 : 〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県厚生部障害福祉課 相談室（富山県庁本館 1 階）

受付時間 : 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

（土日、祝日、年末年始を除く）

T E L : 076-444-3959

F A X : 076-444-3494

E-mail : ml-sabetsu-soudan@pref.toyama.lg.jp



障害のある人にかかわるマーク

障害者のための 国際シンボルマーク



障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマーク

身体障害者標識



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマーク

聴覚障害者標識



聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマーク

盲人のための 国際シンボルマーク



世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマーク

耳マーク



聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマーク

ヒアリングループ マーク



補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマーク

オストメイトマーク



人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表したマーク

ハート・プラス マーク



身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある人を表したマーク

補助犬マーク



身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）同伴の啓発のためのマーク

白杖SOSシグナル



白杖を頭上50cm程度に掲げた視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようというマーク

ヘルプマーク



外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマーク

障害者雇用支援マーク



障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マーク

内閣府ホームページ「障害者に関するマークの一例」参照 <https://www8.cao.go.jp/shougai/mark/mark.html>

公益財団法人ソーシャルサービス協会ITセンターホームページ「障害者雇用支援マーク詳細」参照 <https://www.social.or.jp/itocenter/works/mark.html>

発行

富山県厚生部障害福祉課 〒930-8501 富山市新織曲輪1-7
TEL 076-444-3211 FAX 076-444-3494

このブックレットは、「障害者理解のためのブックレットプロジェクト2019」として、富山福祉短期大学社会福祉学科社会福祉専攻 鷹西 恒教授と富山コミュニティ論ゼミ生の協力のもと作成しました。
4コマ漫画の事例は、富山福祉短期大学の学生が作成したものです。

2024年2月発行

※このブックレットは、障害者就労施設で印刷しました。